

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知<後期監査報告書（令和5年3月23日）>

「処理」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの 3件  
 【C：実施しないことを決定済】 基準日までに「処理」を実施することはできるが、何らかの理由により実施しないことを決定したもの 9件  
 【D：実施することができない】 基準日までに手段が無く「処理」を実施することができないことを確認したもの 2件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施することを決定したもの 14件

○出資団体監査

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
1	総務部	用地審査課	豊田市土地開発公社	豊田市土地開発公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 貸借対照表及び財産目録において固定資産区分に計上されている長期性預金は、満期日が令和5年3月31日（令和5年3月31日）の定期預金である。令和4年3月期では1年以内に満期を迎える定期預金となるため、流動資産の「現金及び預金」に含めて計上すべきであった。	17頁	1	C：実施しないことを決定済	令和4年12月5日に以下の方針を決定した。 決算は理事会承認案件であり、令和3年度決算については承認されているため、遡及修正は行わない。	A：実施済又は決定済	今後は、運用期間の経過により1年以内に満期が到来する定期預金については、固定資産（長期性預金）から流動資産（預金）へ振り替え、決算書の貸借対照表及び財産目録は、流動資産の「現金及び預金」に含めて計上する。 なお、当該資本金は、令和4年12月16日に固定資産（長期性預金）から流動資産（預金）へ振替を行った。 また、このことは毎年度に発生する事象ではないため、土地開発公社事務手引（経理事務編）と決算書作成手順書、経理事務手順書に留意点として明記した。	令和5年3月31日
2	総務部	用地審査課	豊田市土地開発公社	豊田市土地開発公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 損益計算書において、販売費及び一般管理費が内訳を示すことなく計上されていた。経理基準要綱第42条では、「販売費及び一般管理費は、その用途を示す名称を付した科目に分類して掲記しなければならない。」とされている。	17頁	2	C：実施しないことを決定済	令和4年12月5日に以下の方針を決定した。 決算は理事会承認案件であり、令和3年度決算については承認されているため、遡及修正は行わない。	A：実施済又は決定済	今後の損益計算書の販売費及び一般管理費の表記において、目別の内訳（「人件費」と「経費」の別）を追加する。また、決算報告書の収益的支出表の販売費及び一般管理費の表記において、目別及び節別の内訳を追加する。 なお、令和5年度予算実施計画説明書の予定損益計算書の販売費及び一般管理費の表記において、目別の内訳（「人件費」と「経費」の別）を追加した。 また、このことは決算書作成手順書に留意点として明記した。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
3	総務部	用地審査課	豊田市土地開発公社	豊田市土地開発公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 キャッシュ・フロー計算書において、その他事業収入が計上されていたが、その中には運営費補助金と土地取得事務費負担金が含まれていた。財務規程別表第1キャッシュ・フロー項目の区分に従って、補助金等収入として計上すべきであった。	17頁	3	C：実施しないことを決定済	令和4年12月5日に以下の方針を決定した。 決算は理事会承認案件であり、令和3年度決算については承認されているため、遡及修正は行わない。	A：実施済又は決定済	今後のキャッシュ・フロー計算書において、運営費補助金と土地取得事務負担金は、補助金等収入として計上する。 また、このことは決算書作成手順書に留意点として明記した。	令和5年3月31日
4	生涯活躍部	国際まちづくり推進課	公益財団法人豊田市国際交流協会	公益財団法人豊田市国際交流協会	団体運営及び事業管理の状況	【指摘】 令和4年3月期にソフトウェアを購入し固定資産計上しているが、会計規程にソフトウェアに関する規定がなかった。会計規程を改正する必要がある。	17頁	1	A：実施済又は決定済	令和5年3月28日開催の定例理事会にて会計規程を改正した。	A：実施済又は決定済	会計事務において物品の購入や資金の移動・取崩等で、前例のない処理が生じる場合は、協会の会計全般のチェックを依頼している会計士に詳細を相談・確認の上、事務をすすめることとした。	令和5年3月31日
5	生涯活躍部	国際まちづくり推進課	公益財団法人豊田市国際交流協会	公益財団法人豊田市国際交流協会	団体運営及び事業管理の状況	【意見】 使用されている印鑑のうち、銀行での出納に用いる理事長印（丸印）は、比較的使用頻度が多いということで使用履歴が残されていなかった。 印鑑の使用履歴の明確化及び不正使用防止の観点から、使用履歴を残すことが望ましい。	18頁	2	D：実施することができない	発見事項については、過去に遡って履歴を作成することは、実施することができない。	A：実施済又は決定済	令和4年11月1日から、銀行口座からの出金事務処理の際、理事長印（出納専用）の使用記録を押印する職員が記録簿に入力の上、押印することを令和4年10月12日に決定した。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
6	生涯活躍部	国際まちづくり推進課	公益財団法人豊田市国際交流協会	公益財団法人豊田市国際交流協会	資産運用及び経費節減の状況	【指摘】 保有する債券の1つについては、デリバティブが組み込まれたいわゆる仕組債である可能性が高いが、取得時に証券会社から説明を受けたと思われる商品案内が保管されていないため、どのようなデリバティブが組み込まれているか確認できなかった。適切な資産運用をするため、取得時には商品案内を入手し商品のリスクを把握した上で、債券購入会議議事録とともに保存しておく必要がある。	18頁	3	D：実施することができない	金融機関に確認したが、取得当時に遡って詳細な商品案内を入手することができないため。	A：実施済又は決定済	今後の資産の再運用の際は、決裁資料、会議録、商品説明の資料をまとめて、決裁・保管することを令和4年10月12日に決定した。	令和5年3月31日
7	生涯活躍部	国際まちづくり推進課	公益財団法人豊田市国際交流協会	公益財団法人豊田市国際交流協会	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 期限前償還条項付きの債券及びクーポンスワップが組み込まれたステップアップ債を保有しており、これらは債券にデリバティブが組み込まれたいわゆる仕組債である。しかし、財務諸表における金融商品の状況に関する注記では、「デリバティブ取引は行わない方針である」と記載されていた。	18頁	4	C：実施しないことを決定済	令和3年度の決算書は作成済みであり、理事会へも報告済みであることから修正はしないことを、令和4年10月12日に決定した。	A：実施済又は決定済	資産運用で債券等を購入する際は、当該債券の詳細を担当職員及び決裁者が間違いのないよう理解し、決算書類に反映させることとする。 決算書類作成時においては、協会の会計全般のチェックを依頼している会計士に現状が反映されているか相談・確認することとする。 以上のことを令和4年10月12日に決定した。	令和5年3月31日
8	生涯活躍部	国際まちづくり推進課	公益財団法人豊田市国際交流協会	公益財団法人豊田市国際交流協会	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 令和4年3月期に取得したソフトウェアについて、償却方法を記載していなかった。注記を記載する必要がある。	18頁	5	C：実施しないことを決定済	令和3年度の決算書は作成済みであり、理事会へも報告済みであることから修正はしないことを、令和4年10月12日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和4年度以降の決算報告書の表記について、指摘どおりに訂正することを、令和4年10月12日に決定した。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
9	生涯活躍部	国際まちづくり推進課	公益財団法人豊田市国際交流協会	公益財団法人豊田市国際交流協会	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 ソフトウェアは直接法により表示していた。直接法による場合、財務諸表に対する注記「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」を作成し、ソフトウェアの取得価額、減価償却累計額、当期末残高を開示する必要があった。	18頁	6	C：実施しないことを決定済	令和3年度の決算書は作成済みであり、理事会へも報告済みであることから修正はしないことを、令和4年10月12日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和4年度以降の決算報告書の表記について、指摘どおりに訂正することを、令和4年10月12日に決定した。	令和5年3月31日
10	都市整備部	交通政策課	公益財団法人豊田市交通研究所	公益財団法人豊田市交通研究所	団体運営及び事業管理の状況	【指摘】 平成30年度の出資団体監査の指摘によりソフトウェアを什器備品と区別して表示することとしたが、会計処理規則にソフトウェアに関する規定がなかった。会計処理規則を改正する必要がある。	19頁	1	A：実施済又は決定済	第30条及び第38条については、令和4年11月14日開催の理事会にて、第44条については、令和5年3月23日開催の理事会にて規則改正済み。	A：実施済又は決定済	監査委員監査や県の立入検査において指摘や意見を受けた場合、関係規則に影響がないかを主査及び副主幹で確認するよう、令和4年12月1日に監査対応引継書へ追記した。	令和5年3月31日
11	都市整備部	交通政策課	公益財団法人豊田市交通研究所	公益財団法人豊田市交通研究所	団体運営及び事業管理の状況	【意見】 公印規則により、研究所印（一般公文書用）、理事長印（出納及び契約用）、理事長印（一般公文書用）及び専務理事印（専務理事の権限に属する公文書用）の4種類の印鑑が用いられている。公印を使用するときは事務局長の承認を受けることになっているが、使用履歴が残されていなかった。 印鑑の使用履歴の明確化及び不正使用防止の観点から、使用履歴を残すことが望ましい。	19頁	2	A：実施済又は決定済	令和5年4月1日から、公印の使用履歴を残すことを令和5年1月17日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和5年4月1日から、公印使用時に担当者が公印使用簿に使用する公印の種類や使用日等を記載、事務局長が内容確認のうえ押印し、公印使用履歴を残すこととした。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準 日
12	都市整備部	交通政策課	公益財団法人豊田都市交通研究所	公益財団法人豊田都市交通研究所	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 通常、無形固定資産であるソフトウェアの貸借対照表の表示は、取得原価と減価償却累計額を相殺した後の純額で表示する直接法により表示するが、有形固定資産の車両運搬具や什器備品と同様に取得原価と減価償却累計額を両建てした間接法により表示していた。 また、直接法による場合、財務諸表に対する注記「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」を作成し、ソフトウェアの取得価額、減価償却累計額、当期末残高を開示する必要があった。	19頁	3	C：実施しないことを決定済	令和3年度決算書類は既に理事会及び評議員会で承認を受け、県に提出済みであるため、遡及修正は行わないことを、令和4年12月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和4年12月1日に、令和4年度決算から、ソフトウェアの貸借対照表の表示は直接法とすることを決定した。また、決算書類において、処理方法等に変更がある場合には、顧問会計士と双方で特に注意しながらその影響範囲を確認することとし、令和5年度決算のコンサルティング契約から仕様内容に当該内容を追記する。	令和5年3月31日
13	都市整備部	交通政策課	公益財団法人豊田都市交通研究所	公益財団法人豊田都市交通研究所	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 正味財産増減計算書において、事業費の役員報酬のうちの一部は研究企画委員に対する報酬であった。研究企画委員は、定款第48条第4項により理事会で選任されているものの、理事、監事といった役員ではない。したがって、研究企画委員に対する報酬は、別の勘定科目で表示することが適切である。	19頁	4	C：実施しないことを決定済	令和3年度決算書類は既に理事会及び評議員会で承認を受け、県に提出済みであるため、遡及修正は行わないことを、令和4年12月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和4年12月1日に、令和4年度決算書類から、指摘事項について、「諸謝金」にて計上していくことを決定し、報酬支払時の様式に当該内容を明記した。	令和5年3月31日
14	都市整備部	交通政策課	公益財団法人豊田都市交通研究所	公益財団法人豊田都市交通研究所	決算書類の作成及び表示方法	【意見】 ソフトウェアの償却方法については「定額法によっている」としているが、利用可能期間での償却を行うため、「なお、自社利用のソフトウェアについては、財団内における利用可能期間（5年）に基づいている。」と追加することが望ましい。	19頁	5	C：実施しないことを決定済	令和3年度決算書類は既に理事会及び評議員会で承認を受け、県に提出済みであるため、遡及修正は行わないことを、令和4年12月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和4年12月1日に、令和4年度決算から、自社利用について追記することを決定した。また、決算書類において、処理方法等に変更がある場合には、顧問会計士と双方で特に注意しながらその影響範囲を確認することとし、令和5年度決算のコンサルティング契約から仕様内容に当該内容を追記する。	令和5年3月31日